

編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

※受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
102-116	高等学校	公民科	公 共	
※発行者の 番号・略号	※教科書の 番号・略号	※教科書名		
35 清水	公共 705	高等学校 公共		

1 編修の基本方針

本書は、教育基本法第2条に示す教育の目的を達成するため、平成30年3月に改訂された高等学校学習指導要領の趣旨に則り、また学校教育法の規定などをふまえて編修されたものである。


- ▶ 教育基本法第2条と学習指導要領の趣旨に基づき、中学校社会科及び道徳並びに公民科に属する他の科目、地理歴史科、家庭科、情報科及び特別活動などとの関連を図るとともに、各編で扱われる内容の関連性に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、以下のように編修した。

「公共」とは何か、しっかりと学ぶ教科書


- ▶ 全編を通して、高校生が幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度と道徳心を培うことができるよう、「法」「政治」「経済」「倫理」といったさまざまな分野から偏りなく学習することができるよう配慮するとともに、「公共」とは何か、社会を構成する人々に共通する「公共的な空間」とはどのようなものか、高校生が主体的に考えていく姿勢を培うよう配慮して編修している。
- ▶ 「法」「政治」「経済」「倫理」のそれぞれの分野で、個人の価値を尊重し、自主および自律の精神を養うことができるよう、高校生が学ぶべき内容を精選して丁寧に記述している。
- ▶ 成人年齢の引き下げや18歳選挙権などの実施から、法教育や主権者教育、消費者教育などの要請が高まっている。これに鑑みながら、「法」「政治」「経済」分野を中心に、男女の平等や自他の敬愛と協力を重んじながら、主体的に社会の形成に参画していく個人としての意識を育むことができるよう、本文記述の補完として特設ページ（公共 file）を設置するなど配慮した。
- ▶ 「課題」を探究する編では、現代の諸課題に対し、高校生が自ら習得した見方・考え方を活用しながら、生命を尊び、環境の保全に寄与する態度を培うように意を用いた。探究のテーマとしては、人間とAI、環境、食料と水問題、少子高齢化と社会保障、地域社会をとりあげている。
- ▶ 「倫理」の分野では、伝統と文化を尊重し、それを育んできた日本と郷土を愛するとともに、異なる文化や宗教を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うよう意を用いている。

▼第1編扉

第1編 公共の扉をひらく



■【アテナの学堂】(部分、ラファエロ画 ヴァチカン宮殿の壁画)



■ 大都市圏環境再生工場 (撮影：モリモトヒロミツ、2001年撮影)
オーストリアの建築家フランク・ゲーハイ (1928～2000) がデザインしたゴミ処理場。環境に配慮し、ダイオキシンを発生させない仕組みや、焼却で発生する熱を発電に利用する技術などが導入されている。工場の敷地内には緑がふさふさ、地域の人びとが散歩する公共的な空間となっている。

▼第2編扉

第2編 基本的人権の尊重と法



Everyone has the right to be protected by the law.

第6条 みんな人権をもっている
わたしたちはみな、だれでも、どこでも、法律に守られて、人として生きることができます。

■【世界人権宣言】第6条 (採録：アムネスティ・インターナショナル日本)
イラスト © We Are All Born Free/Marie-Louise Fitzpatrick/Frances Lincoln publishers
本文 © 谷川俊太郎/アムネスティ・インターナショナル日本



■ 国際女性デーに、女性の権利の向上を訴えてデモ行進をする人びと (2020年3月8日 フランス)
国際女性デーは、国籍や人種を問わず、女性の人権を守ることを目的として、国際連合によって定められた日である。

p.58 ▼第1編第3章

3 公共的な空間における健全な原理

7 公正な社会と個人—現代の政治思想

Checkポイント

① どのような政治や社会が望ましいのか。その中で望ましいように扱われるべきなのか。の問いに答えようとするのが政治理論である。ここで現代政治学を学んでいこう。

公正としての正義

1950年代後半から、アメリカにおいて、人種の違いによる差別を解消しようとする公民権運動がさかんになり、キング牧師らによるワシントン大行進などを経て、1964年に公民権法が成立した。そうした時代の後、1971年に出版されたのが『ロールズの正義論』である。

どのような人生を善い人生と考えるかは、人によって異なる。それゆえ、国家は特定の一つの価値観を押しつけることはできない。他方で、国家は、人びとが互いに価値観の異なりを認め合う正しい制度を造り上げなければならない。国家は唯一の善を構想・実現するのではなく、多様な善を公平に認める正しさを実現しなければならない、とロールズは考えた。このような考え方を『善に対する正の優越』と呼ぶ。

そのような正しさ、すなわち正義は、どのようなものなのだろうか。ロールズによれば、社会を形成する以前の**原初状態**にある時、人びとは**無知のヴェール**を被っていて、自分が何者であるかを知らない。そうした状態の下では、人びとは最悪の結果を想定し、それよりもよい(よりましな)選択肢を採用するだろうと考えられる。この思考実験によって、以下の**正義の二つの原理**が導き出される。

第一の原理は、各人は、政治的自由、言論および集会の自由、良心・思想の自由、財産権、恣意的な逮捕からの自由など、できるだけ広範な基本的自由への権利を平等に有するべきであるというものである。もちろん、他人の権利の侵害に当たるものは制限されるが、そういったものを除けばできるだけ限り広範囲に、ということになる。

1 公民権法

人種・性差の色・性・宗教・出身国による差別を禁止する法律。公民権法の平等を保障し、公民権法が教育機関、雇用などにおける差別を禁じた。

2 キング牧師とアメリカの公民権運動 (1963年)

キングは(パブリック)の黒人牧師で、公民権運動の指導者となる。ワシントン大行進で「私には夢がある(I have a dream)」というフレーズを多用した。人種差別が完全に撤廃される希望を述べた演説が有名である。

2 内閣と行政機関

Checkポイント

① 内閣とはどのような組織で、日本の内閣内閣制にはどのような特徴があるのだろうか。

② 文民とは、民間出身者や、職業軍人の経歴をもたない者をさす。こうした文民制の原則(多党アライアンス・ローカル)は、日本の再軍備を予見した麻生委員会の要請により、貴族院で追加されたものである。

内閣の構成と役割

日本国憲法では、国会の制定した法律を執行する権限(行政権)は内閣に属すると規定されており(65条)、内閣は内閣総理大臣(首相)と内閣大臣で構成される(66条1項)。総理大臣は国会議員の中から国会の議決で指名されたもの(67条1項)、天皇に任命される。内閣大臣は総理大臣の任命により決定するが、過半数は国会議員でなければならない(68条1条)。また、戦前の軍国主義的政治の再現を防ぐため、内閣総理大臣と内閣大臣は文民でなければならないと定められている(66条2項)。

日本では議院内閣制を採用しているため、行政権の行使について内閣は国会に対して**連帯して責任を負っており**(66条3項)、内閣の意思決定は、**閣議**で行われる。かつて閣議は、官僚機構での決定を承認する会議にすぎず、そこで内閣総理大臣の主導権が発揮されることはあまりなかった。しかし、内閣官房および内閣府に重要政策の総合調整を行う権限が与えられたために、現在は内閣総理大臣のもとに内閣が一体性のある行政を実現することをめざしたくみがつくられており、一般行政事務は官庁下にある各省庁を通じて行われている。

衆議院が**内閣不信任決議**をした場合(もしくは信任案が否決された場合)、内閣は**総辞職**するか、衆議院を解散しなければならない(69条)。また、内閣総理大臣が国政について信を問う必要があると判断した場合、憲法7条にもとづいて衆議院を解散することもできる。

1 内閣の総辞職

憲法上の総辞職は、①内閣総理大臣が欠けたとき(70条)、②衆議院で内閣不信任案の可決(または信任案の否決)後、10日以内に衆議院を解散しないとき(69条)、③衆議院選挙後にはじめての国会が召集されたとき(70条)である。

日本の内閣行政機関 (2020年3月現在)



公共file 選挙に行こう!

有権者により変化する政治

右のグラフからもわかるように、20歳代の有権者の投票率は低下傾向にあり、40%を切るようになってきた。なぜ、若者たちは選挙に行かないのだろう。「誰が議員になっても同じ」「誰に投票しても政治は変わらない」と思っているからだろうか。しかし、政治は有権者の意思で変わっていくものである。

有権者は消費者ではない。投票することは、店先で商品やサービスを提供されるのとは違い、政党や政治家が提示する選択肢からどれかを選び取るだけの行為ではない。有権者になるということは、政治の過程に参加する権利を得ることである。投票するときには、自分の利害はどういったことなのか、どうすればみんなが住みやすい社会になるのかなどについて思いをめぐらし、判断して票を投じてみよう。

もちろん、政治はすべての要求にこたえてはくれない。しかし要求しなければ、政治は反応しない。望ましい結果はすぐには生まれないが、繰り返し要求し、実施された政策や制定された法律について、それらが自分の要求をどれくらい実現しているのかを監視し、防衛していく必要がある。

▶ 2016年参議院選挙に向けて、各政党が作成したポスター

▶ 主要国の普通選挙の確立

普通選挙とは、財産による制限のない選挙制度のこと。世界ではじめて普通選挙制度が確立したのはフランスである。日本では1925(大正14)年に成年男子の普通選挙が施行され、女性に選挙権が認められた。

▶ 年代別投票率の推移(衆議院議員総選挙)

4月18日の投票率(%)

年齢	投票率(%)
18	52
22	53
26	53
30	53
34	53
38	53
42	53
46	53
50	53
54	53
58	53
62	53
66	53
70	53
74	53
78	53
82	53
86	53
90	53

市民としての役割とは何だろう

日本の政治は代表制によって公共の事務を審議し決めていく方法を採用しているが、市民の役割は選挙により代表を選ぶことだけではない。選挙だけが市民の役割であるなら、自分たちのことを誰かに決めてもらうこと(金権委任)になってしまう。たとえ自分で決めるのでないにしても、公共の事務を決めていく過程を自分のこととして、政治にかかわっていくことが大切だ。そうしなければ、代表制は民主主義でなくなってしまうだろう。

市民とは、当事者感覚のもち主のことでもある。それを研ぎすませていくには、日常生活において、自分の意思を示し、その決定に積極的にかわったり、憲法で保障されている権利や自由を行使したりすることを習慣とすることが必要だ。

Theme 4

少子高齢化と社会保障の問題を考える

人口は世界的に増加する一方、日本では少子高齢化ともなう人口減少が急速に進んでいる。人口減少は、私たちの生活にどのような影響を与えるのだろうか。特に少子高齢化で問題とされるのは、社会保障費の増大とその財源の確保である。そこで、さまざまな資料をヒントに、「未来を生きていく私たちが納得できる社会を実現するために何ができるのか」について考えを深めていこう。

1 子どもの数が増えない!! (少子化)

人口を維持するために必要な合計特殊出生率(一人の女性が生涯に何人の子供を産むかを推計したもの)は、2.08といわれている。しかし、2017年の日本の合計特殊出生率は1.43である。出生率の低下は、先進国共通の課題であるが、日本は欧米と比較しても低い水準にある。

女性が子どもを産む・産まないとする判断は、当然のことながら個人の自由である。しかし近年は、健康上の理由以外で、産みたいのに産めないという状況の人が少なくない。このような現状を受けて、政府も少子化対策を実施してきたが、期待した効果が出ていない。

▶ 子どもをもつことの不安(内閣府「少子化対策」複数回答)

不安の項目	割合(%)
経済的負担の増加	43.9
仕事と生活・育児の両立	42.7
出産年齢、子どもを持つ年齢	36.6
保育所などの保育サービスの不足	34.0
不安定な雇用、就業機会の減少	29.7
自分または配偶者の健康・育児にこまらぬ身の心配	29.8
住宅事情	26.4
子どもの産育にふさわしくない社会環境	26.2
産科、小児科の減少	23.5
色分けや年齢の性別差の低下	23.0
自分自身の健康	18.6
放課後の児童預かりサービスの不足	8.3
不妊の可能性	8.3

▶ 政府が取り組んだ少子化対策(内閣府資料)

年(平成)	対策名
1990(平成2)年	1.57ショック(出生率1.57(1971年))
1994(平成6)年12月	エンゼルプラン
1999(平成11)年12月	新エンゼルプラン(2000年度～04年度)
2003(平成15)年9月	少子化社会対策基本法
2005(平成17)年4月	子ども・子育て応援プラン(2005年度～09年度)
2010(平成22)年1月	子ども・子育てビジョン
2012(平成24)年8月	子ども・子育て支援法等子ども・子育て関連3法

▶ 出生数・死亡数と合計特殊出生率の推移(厚生労働省「人口動態統計」欧米に比べてかなり低い数値になっている。)

国	出生数(人)	死亡数(人)	合計特殊出生率
フランス	1,990	1,000	1.99
スウェーデン	1,850	1,000	1.85
アメリカ	1,820	1,000	1.82
イギリス	1,790	1,000	1.79
ドイツ	1,590	1,000	1.59
日本	1,430	1,000	1.43

p.200▲第4編第2章

2 対照表

図書の構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所
第1編	第1編「公共の扉をひらく」は、「公共的な空間をつくる私たち」「公共的な空間における人間」「公共的な空間における基本的原理」の3章で構成し、各章における学習内容を精選して、高校生が真理を求める態度を培い、個人の価値を尊重してその能力を伸ばすとともに、自他の敬愛と協力を重んずる姿勢を養うことができるように意を用いている。(第1号・2号・3号)	第1編全体
	青年期の学習を通して、高校生があるべき自己について考え、自己形成につとめるとともに、社会の中で働くことや将来の職業、キャリア形成についても具体的に考えることができるよう、本文記述や資料を工夫した。(第2号)	10~13ページ 32ページ
	現代社会においてその重要性が高まっている生命倫理や環境倫理の学習や、あらゆる生命への畏敬の念を主張した思想家の生涯を紹介することを通して、高校生が生命を尊び、自然を大切に、環境の保全につとめる態度を培うことができるように配慮している。(第4号)	38~43ページ 57ページ
	現代社会はさまざまな文化や宗教、伝統を基盤として成立していることをふまえながら、日本において育まれてきた思想や伝統文化・美意識について丁寧に記述することを通して、高校生が日本の伝統と文化を理解し、尊重する態度を養おうとしている。(第5号)	8~9ページ 26~31ページ 33ページ

	人間の尊厳，個人の尊重，民主主義，正義と公正など現代の社会を形成している基本的な理念を理解し教養として身に付けるとともに，他者を尊重し他者ととも生きようとした人々の思想と生涯にも学び，よりよい公共的な空間を形成する一員として，社会の平和と発展に寄与する態度を育もうとしている。(第1号・5号)	44～62 ページ
第2編	第2編「基本的人権の尊重と法」は，「民主政治の原理」「人権の尊重と日本国憲法」の2章で構成している。それぞれの項目において丁寧に記述・解説し，生徒のより深い理解と多角的な考察を促すことに意を用いた。(第1号)	第2編全体
	近代国家における法の役割や意義，民主政治の原理，日本国憲法の原理や人権保障について，その考え方や課題がきちんと理解できるよう，事例を挙げながら丁寧に解説した。また，平和主義と国際社会のかかわり，教育や勤労など個人の生活と法とのかかわりについても，生徒が主体的に考察できるよう工夫して記述した。(第1・2号)	64～68 ページ 69～73 ページ
	日本国憲法にある基本的人権について，その考え方や課題をきちんと理解できるよう，具体的な事例を挙げながら丁寧に解説した。法的主体として，自発的に社会に参加すること，性別・民族・人種などが異なるものとの協同・共生についても触れた。(第2・3号)	74～88 ページ
	国際社会における人権の広がりや，多様な権利の主張などについて記述した。さまざまな立場があるなかで，どのように互いを理解し，平和な社会の構築につながる考え方を習得できるかに意を用いた。(第4・5号)	78～79 ページ 86～88 ページ
第3編	第3編「現代の民主政治と社会参画」は，「民主政治の成立と課題」「日本の政治機構」「国際政治のしくみと役割」「国際政治の現状と課題」の4章で構成している。それぞれの項目において丁寧に記述・解説し，生徒のより深い理解と多角的な考察を促すことに意を用いた。(第1号)	第3編全体
	民主主義とその成立過程について記述するとともに，日本の政治機構と国民生活とのかかわりなどについて事例を挙げながら，丁寧に解説した。また，司法制度の在り方や主権者意識についても理解を深め，生徒が主体的に考察できるように工夫して記述した。(第2号)	90～103 ページ 104～117 ページ
	国民生活を維持し，民主的に統治するためのしくみなどについて，その現状と課題をきちんと理解できるように記述した。主体的に社会（政治）に参加することなどについても触れた。(第1・3号)	94～103 ページ 104～117 ページ
	国際社会が築いてきたルールや現在の国際社会の情勢について記述し，さまざまな立場があるなかで，国際社会がどのようにして共存していくか，また，日本はどのような役割を果たしていけばよいのかを，政治・人権・平和などの視点から問いかけた。(第4・5号)	118～131 ページ 132～142 ページ
第4編	第4編「現代の経済社会と国民生活」は，「私たちと経済活動」「経済社会のしくみと役割」「国際経済の現状と課題」の3章で構成した。丁寧に記述・解説し，生徒のより深い理解と多角的な考察を促すことに意を用いた。(第1号)	第4編すべて

	<p>経済の基本的なしくみについて、基礎・基本を押さえて記述し、その歴史の変遷や、現代の経済社会における諸問題を幅広い視点から取り上げ、生徒が日常生活のなかで、消費行動（契約）や消費者主権といった観点から経済活動について考えることの必要性を示した。（第2・3号）</p>	<p>144～151 ページ 152～159 ページ</p>
	<p>現代の日本社会における企業（中小企業など）のしくみや現実の社会のなかでおきている、労働や社会保障の問題などを整理し、主体的に課題解決を考えるきっかけとなるよう、配慮して記述した。資料などを提示して、より身近に考えられるよう工夫した。（第2号・第3号）</p>	<p>160～175 ページ</p>
	<p>国際間における貿易や世界経済の発展などについて、基本的な内容から現在も進行している国際経済の動きまで、丁寧に記述している。また、日本の国際貢献や国際協力などについても、紙面をつくした。（第3・5号）</p>	<p>176～186 ページ</p>
第5編	<p>第5編「持続可能な社会をつくる」では、学習指導要領に則り、この科目のまとめとして位置づけて構成した。第1編～第4編までで学習したことを前提とし、習得した見方・考え方を活用して、生徒のより深い理解と多角的な考察を促すことに意を用いた。現代社会のかかえる諸課題については、幅広い知識と教養も身に付けられるよう、問題点を整理した解説をほどこした。（第1号）</p>	<p>第5編すべて</p>
	<p>課題探究を行うための、さまざまな方法・視点を「スキル」として取りまとめて記述した。（第2号）</p>	<p>206～207 ページ</p>
	<p>現代社会における諸課題について理解を深め、環境を保全する態度や高度情報社会を生きる姿勢を培うことができるよう配慮した。（第3号・第4号）</p>	<p>188～195 ページ</p>
	<p>現代の日本における資源の問題や環境保全への取り組み、また喫緊の課題である少子高齢社会への対応、地域的なつながりの側面からその課題について学び、公共の精神に基づき、主体的にかかわって社会参加していくことを考えられるよう、配慮して記述した。（第1号・第3号）</p>	<p>192～205 ページ</p>

3 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

本書は、上記以外に、以下のような教育的な配慮をほどこした。

- ▶ 本文の各テーマにおいては、導入に際して「チェックポイント」を設け、単元のなかで学習する内容に関連する問いを提示している。また、本文記述をふまえて発展的に理解を深めたい内容については当該記述に「ルーペ」のマークを付した。高校生の知的好奇心を刺激したり、異なる視点から諸相を捉えるコラムとして「#ハッシュタグ」を随所に配置した。さらに、学習のまとめや深化に活用する「Active Learning」を各テーマに設けている。
- ▶ 学習の利便をはかるため、巻頭ページには世界地図、口絵には日本地図（世界遺産登録の資料とともに）を掲載した。また、日本国憲法や主要な法律の条文を「付録法令集」に収録している。さらに、巻末には、年表「世界と日本のあゆみ」を載せている。
- ▶ 主体的な学習のために有効に活用できるよう、本書で取り上げる内容に関連した web 参照資料を適切な箇所に設置している。当該箇所には二次元コードを示し、インターネットを通じて、原典資料や判例、グラフや図版、イラストなど、さまざまな資料にアクセスできるように配慮した。

編 修 趣 意 書

(学習指導要領との対照表， 配当授業時数表)

※ 受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
102-116	高等学校	公民科	公 共	
※ 発行者の 番号・略号	※ 教科書の 番号・略号	※ 教科書名		
35 清水	公共 705	高等学校 公共		

1 編修上特に意を用いた点や特色

① 内容・構成上の特色

- ▶ 全体を「倫理」「法」「政治」「経済」「課題」の5編で構成し、高校生が、それぞれの分野における自立した主体としての意識を育むことができるよう、全編にわたって配慮し編修している。
- ▶ 各編の扉では、内容に関する写真と文章を掲載し、これから学ぶ各テーマについて展望できるように工夫している。
- ▶ 各テーマは、本文記述のほか、学習内容に対する問いかけ、原典資料、判例、現代社会の諸相を多角的に捉えるコラム、学習を深める課題など、主体的に学習するためのさまざまな要素から構成されている。
- ▶ 本文記述においては、高校生の読解力を考慮し、丁寧でわかりやすい表現にすること、ルビを付すこと等、全編にわたって心がけている。
- ▶ 本文のテーマのほか、特設ページ（公共 file）を配置し、学びの主体としての高校生の知的好奇心を喚起するように配慮している。

② 第1編 公共の扉をひらく

- ▶ 導入となる「第1編 公共の扉をひらく」は、「公共的な空間をつくる私たち」「公共的な空間における人間」「公共的な空間における基本的原理」の3章から構成している。
- ▶ 「公共的な空間をつくる私たち」では、さまざまな文化や宗教、伝統が現代社会の基盤をなすことをふまえつつ、青年期の意義を学び、人間は個人として尊重されるべき存在であると同時に、対話を通して他者と関わり、社会を形成する倫理的主体となっていく存在であることを提示する。
- ▶ 「公共的な空間における人間」では、人間の行為の動機を重視する考え方（義務論）や行為の結果を重視する考え方（功利主義）を学び、それらの考え方を活用して、人間と現代社会における諸課題について多角的に考察し、解決の方向を見出そうとする。
- ▶ 「公共的な空間における基本的原理」では、人間の尊厳、個人の尊重、民主主義に基づく社会、

公正と正義など、公共的な空間を形成するために必要な基本的原理について学習する。

- ▶ 全編を通し、ただ知識として学ぶのではなく、主体的に考えて表現する力を養うため、思想家の主要な原典資料を随所に提示する、考察を深めるための課題を設定するなどの工夫をしている。

③ 第2編 基本的人権の尊重と法

- ▶ 「第2編 基本的人権の尊重と法」は、「民主政治の原理」「人権の尊重と日本国憲法」の2章から構成している。
- ▶ 「民主政治の原理」では、近代国家における法の役割や意義、日本国憲法の成立の背景などを学ぶことで、民主主義に基づく現代社会についての理解を深めさせる。
- ▶ 「人権の尊重と日本国憲法」では、日本国憲法の基本原理について理解を深めさせ、さらに憲法に定められた権利について詳細に解説し、具体的に判例を提示することで法学的視点を身につけさせる。それぞれの解釈や意義、自分たちの生活への関わりについて自発的に考えさせる問いを設定するなどの工夫をしている。
- ▶ 全編を通し、生徒が興味・関心をもって学習を掘り下げられるよう、写真やデータなどの資料を多用し、主体的に考える力を養うため、考察を深めるための課題を設定するなどの工夫をしている。また、公共 file では、本編で触れられなかった情報を提示し、より興味・関心を深められるよう工夫している。

④ 第3編 現代の民主政治と社会参画

- ▶ 「第3編 現代の民主政治と社会参画」は、「民主政治の成立と課題」「日本の政治機構」「国際政治のしくみと役割」「国際政治の現状と課題」の4章から構成している。
- ▶ 「民主政治の成立と課題」では、自由民主主義の成立から現代までの歩み、各国の政治制度、現代の日本の政治について理解を深めさせ、現代に生きる私たちが主権者としてどのように社会に参画すべきかを考えさせる。
- ▶ 「日本の政治機構」では、日本の政治機構について、それぞれの役割や意義を学び、自分たちの生活への関わり、今後の課題について自発的に考えさせる。また、政治的主体・法的主体としての自らの役割についても考察を深める。
- ▶ 「国際政治のしくみと役割」では、国際社会の成り立ち、国連の歴史と課題、国際社会の安全保障と相互協力・理解などについて学習する。また、グローバル化にともない多様化の進む世界について理解を深め、他者との共生についても主体的に考えさせる。
- ▶ 「国際政治の現状と課題」では、現代の紛争や移民・難民、多民族共生などについて学ぶことで、今後の日本の外交課題について考察を深める。また、国際社会の一員として、自らがどのような視野をもって臨むべきかを考えさせる。
- ▶ 全編を通し、生徒が興味・関心をもって学習を掘り下げられるよう、写真やデータなどの資料を

多用している。また、公共 file では、本編で触れられなかった情報を提示し、より具体的に学びの内容をイメージできるよう工夫している。

5 第4編 現代の経済社会と国民生活

- ▶「第4編 現代の経済社会と国民生活」では、経済的主体としてよりよい社会の形成に参画することにむけて、「私たちと経済活動」「経済社会のしくみと役割」「国際経済の現状と課題」の3章から構成している。
- ▶「私たちと経済活動」では、個人と消費社会との関係を経済学的に捉えさせ、消費生活に視点を当てた記述をしている。「経済社会のしくみと役割」では、いわゆる経済分野の理論的な内容を、高校生が理解するのに比較的時間がかかる、という現状を考慮しつつ、経済の基本的なしくみ、少子高齢社会における諸課題などについての本文記述を充実させている。また、「国際経済の現状と課題」では、国際経済のしくみと役割についての基本的事項をきちんとおさえた上で、今日的な課題も提示し、考察している。各テーマにおいてはコラム・イラストや図版などを活用し、丁寧な説明や解説を心がけている。

6 第5編 持続可能な社会をつくる

- ▶「第5編 持続可能な社会をつくる」では、学習指導要領に則り、本書のまとめとして位置づけている。「人間は人工知能（AI）とどのように共存すればよいか?」「何のために環境を守るのか?」「食料と水資源の配分をどう考えるか?」「少子高齢化と社会保障の問題を考える」「地域とつながり、地域に生きる、地域社会との接点」の5テーマを課題として明示し、探究している。
- ▶生徒が自ら気づき、考え、探究することができる展開とし、各テーマの基礎・基本的な内容をきちんとおさえた。第1編～第4編において学習した内容を前提とし、習得した見方・考え方を活用して、高校生のより深い理解と多角的な考察を促すことに意を用いた。

2 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
第1編 公共の扉をひらく	A 公共の扉		18
第1章 公共的な空間をつくる私たち 1 私たちの人生と社会 2 青年期の心理と課題 3 哲学の始源と発展 ―ギリシャ思想 4 一神教の教え 5 東洋の宗教と思想 (1) 一仏教	(1) 公共的な空間を作る私たち	7~33 ページ	8

6 東洋の宗教と思想 (2) — 儒教 7 日本の風土と神仏への信仰 8 江戸時代の学問と近代化への歩み			
第2章 公共的な空間における人間 1 義務論と功利主義 2 生命倫理 3 環境倫理	(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方	34~43 ページ	3
第3章 公共的な空間における基本的原理 1 近代的人間像の誕生 (1) — 近代の始まり 2 近代的人間像の誕生 (2) — 科学的な思考 3 国家社会と人間性 (1) — 社会契約説 4 国家社会と人間性 (2) — ヘーゲルとマルクス 5 国家社会と人間性 (3) — 実存主義 6 公共性の復権と他者についての思考 7 公正な社会と個人 — 現代の政治思想	(3) 公共的な空間における基本的原理	44~62 ページ	7
第2編 基本的人権の尊重と法	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち		10
第1章 民主政治の原理 1 近代国家と立憲主義 2 日本国憲法の成立	(1) 主として法に関わる事項	63~68 ページ	2
第2章 人権の尊重と日本国憲法 1 日本国憲法の三原理と人権保障 2 平和主義と国際社会 3 平等権 4 自由権 5 社会権 6 参政権の保障と国務請求権 7 新しい人権 8 グローバル化と国際人権		69~88 ページ	8
第3編 現代の民主政治と社会参画	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち		20
第1章 民主政治の成立と課題 1 自由民主主義の成立と危機 2 現代の自由民主主義と課題 3 世論の形成と民主社会 4 政治参加と主権者 (有権者) 5 選挙と政党	(2) 主として政治に関わる事項	89~103 ページ	5
第2章 日本の政治機構 1 国会の役割としくみ 2 内閣と行政機関 3 裁判所の役割としくみ		104~117 ページ	5

4 市民生活と司法参加 5 地方自治と住民の生活			
第3章 国際政治のしくみと役割 1 国際政治の成り立ち 2 国際連合の設立とその役割 3 冷戦とその終焉 4 軍縮と安全保障 5 リージョナリズム 6 グローバル化と国家		118~131 ページ	6
第4章 国際政治の現状と課題 1 現代の紛争 2 多文化・多民族社会に向けて 3 移民と難民 4 日本の戦後外交と課題		132~142 ページ	4
第4編 現代の経済社会と国民生活	B 自立した主体としてよりよい 社会の形成に参画する私たち		15
第1章 私たちと経済活動 1 私と経済 2 仕事と社会 3 国民経済とGDP	(3) 主として経済に関わる事項	143~151 ページ	3
第2章 経済社会のしくみと役割 1 社会のしくみとしての市場 2 市場の機能 3 市場の限界 4 金融とそのはたらき 5 財政とそのはたらき 6 現代の企業 7 労働問題 8 社会保障の役割 9 少子高齢化と財政の維持可能性		152~175 ページ	9
第3章 国際経済の現状と課題 1 国際取引引きと国際収支 2 自由貿易とグローバル化 3 国際経済のこれから		176~186 ページ	3
第5編 持続可能な社会をつくる	C 持続可能な社会づくりの主 体となる私たち		7
Theme1 人間は人工知能(AI)と どのように共存すればよいか? Theme2 何のために環境を守るのか? Theme3 食料と水資源の配分をどう考えるか? Theme4 少子高齢化と社会保障の問題を考える Theme5 地域とつながり, 地域に生きる, 地域社会との接点 Skill 課題探究のスキル 学んだことをまとめよう		187~207 ページ	7
		計	70